

平成 26 年 4 月 24 日
独立行政法人国民生活センター

消費生活センター等の依頼に基づいて実施した商品テスト結果をご紹介します。

パーツの分解時に親指を挟んで負傷したスチームクリーナー

1. 依頼内容

「スチームクリーナーのパーツを外す際に抜けにくく親指を負傷した。再度使用した時も同様に親指を負傷した。構造に問題がないか調べてほしい。」という依頼を受けました。

2. 調査

このスチームクリーナーは、ロックボタンと固定穴からなる接続部が2カ所あり、各パーツを接続して使用する構造になっていました(図 1)。接続部は、接続する時にはロックボタンを固定穴にはめ、分解する時には、ロックボタンを押すと同時にパーツを引き抜くことで、ロックが解除される構造になっていました(写真 1)。相談者が指を負傷したのは、本体側の接続部であるとのことでした。

図 1. 当該品の構造

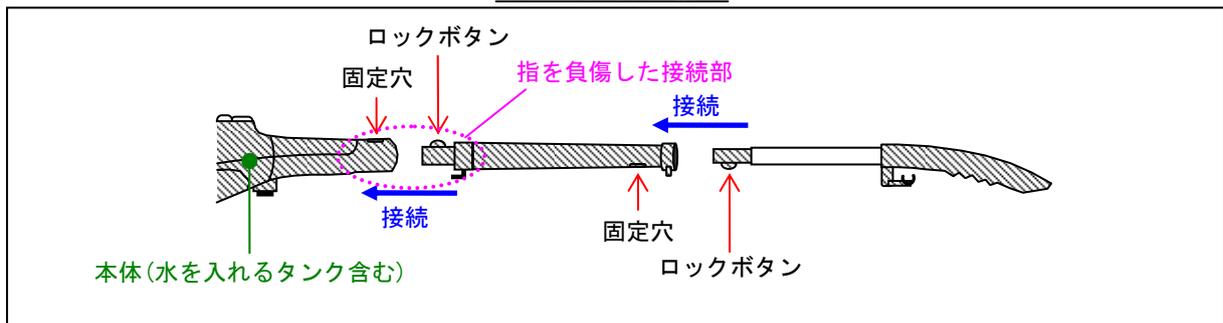
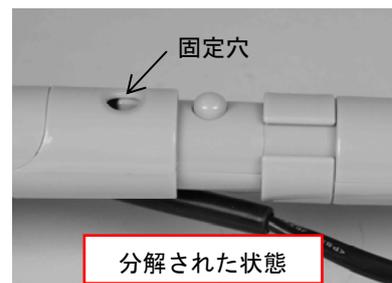
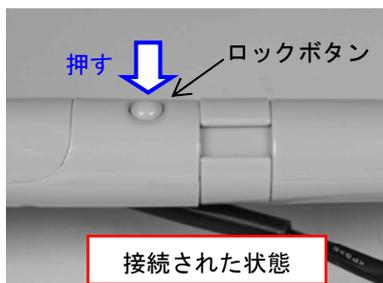
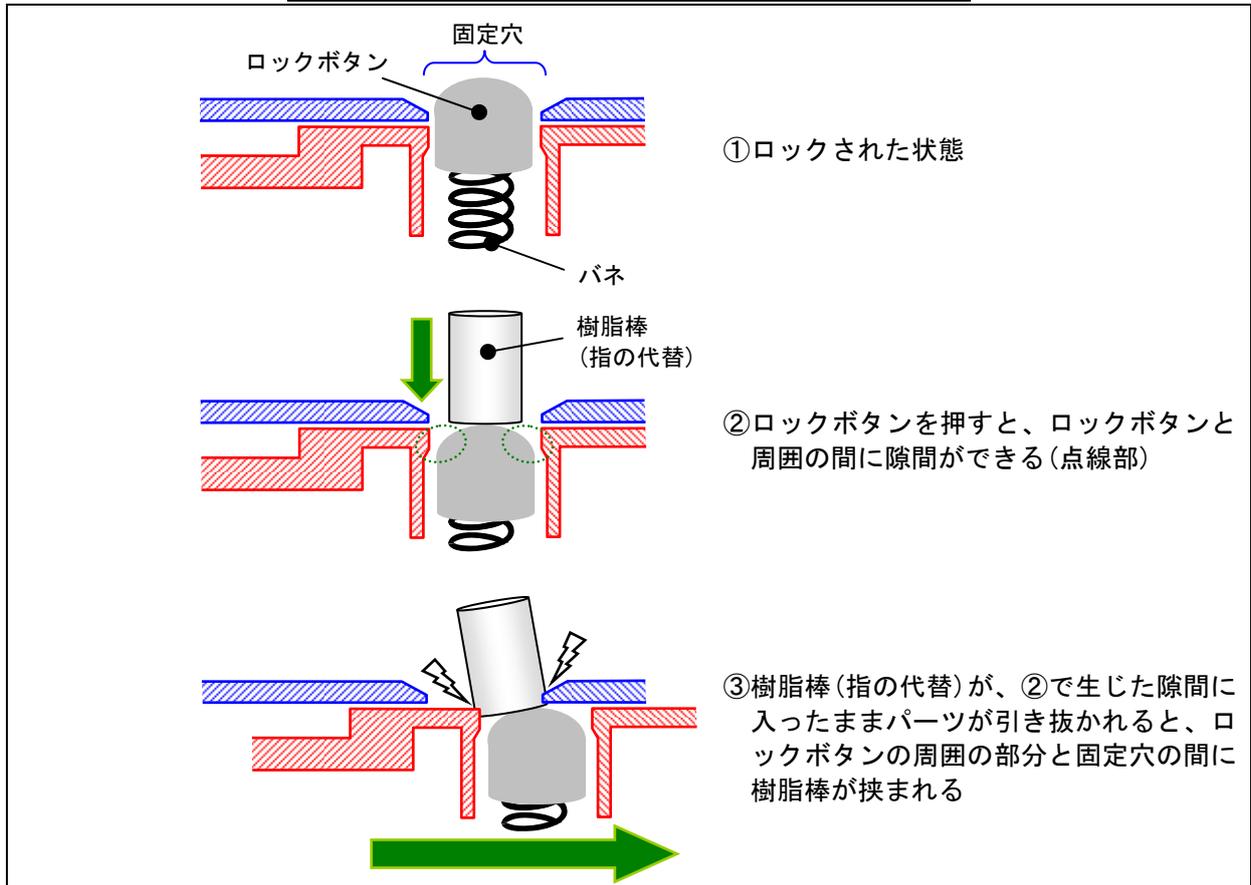


写真 1. 当該品の分解の手順



相談者が指を負傷した固定穴の直径は 11.6mm で、この固定穴に成人女性が親指を入れたところ、指の先端が 5mm 程度入り込みました。次に、指の代替として直径約 7.5mm の太さの樹脂棒を使用して、ロックボタンを押し込んだままパーツを引き抜いたところ、樹脂棒がロックボタンの周囲の部分と固定穴の間に挟まれたことから、指の先端も同様に挟まれて負傷したと推察されました(図 2)。

図 2. 当該品の分解時に樹脂棒が挟まれる様子(概略図)



当該品の取扱説明書には、分解時の指詰めに関する注意表示があったものの、同様の事故の再発防止のため、分解時に指が挟まらない構造に改善することが望ましいと考えられました。

3. 解決内容等

依頼センターから販売事業者に対しテスト結果を報告したところ、「ロックボタンを押した際に指が入り込み過ぎないように固定穴の縁を肉厚にし、ボタンを押した状態でパーツを引き抜いた際に、指が挟まれにくいように、ロックボタンの周囲の穴の縁を丸めた。」という商品改善の報告と共に、「抜けにくい場合には、無理に抜かないように求める注意表示を別紙で同梱することとした。」との回答がありました。また、相談者には商品代金が返金されました。

本件問い合わせ先

商品テスト部：042-758-3165